附属機関	警察大学校	一九六人	うち、八九七人は、皇宮護衛官とする。
	科学警察研究所	一二九人	
	皇宮警察本部	九三七人	
	計	一、二六二人	うち、八二人は、警察官とし、八九七人は、皇宮護衛官とする。
地方機関	管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、二二四人	うち、八三九人は、警察官とする。
合計		八、一二八人	うち、二、三八九人は、警察官とし、八九七人は、皇宮護衛官とする。

附則

1　［略］

2　次の表の区分の欄に掲げるものに係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分		期間	定員	備考
内部部局	長官官房	令和七年九月三十日までの間	八一〇人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
	計	令和七年九月三十日までの間	二、六六一人	うち、一、四八七人は、警察官とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（足跡取扱規則の一部改正）

第四条　足跡取扱規則（昭和五十四年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（遺留足跡等の採取及び送付） **第３条**　［略］	（遺留足跡等の採取及び送付） **第３条**　［同左］

附属機関	警察大学校	一九三人	うち、八九七人は、皇宮護衛官とする。
	科学警察研究所	一二九人	
	皇宮警察本部	九三七人	
	計	一、二五九人	うち、八〇人は、警察官とし、八九七人は、皇宮護衛官とする。
地方機関	管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、一七一人	うち、七八四人は、警察官とする。
合計		八、〇五四人	うち、二、三一二人は、警察官とし、八九七人は、皇宮護衛官とする。

附則

1　［同上］

2　［同上］

区分		期間	定員	備考
内部部局	長官官房	平成二十八年九月三十日までの間	四〇五人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
	計	平成二十八年九月三十日までの間	二、三九二人	うち、一、四〇八人は、警察官とする。